

亀岡市介護事故報告基準

- 1 介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者等（以下「事業者」という。）が介護保険サービスを提供する際に、利用者に、けが・死亡、感染症などの事故(以下「介護事故」という)が発生した場合において、事業者は、速やかに保険者、利用者の家族、居宅介護支援事業者等へ報告しなければならない。
- 2 本基準は、亀岡市において介護事故が発生した場合に円滑な事務処理を行うために必要な事項を定める。
- 3 報告先
 - (1) 利用者が亀岡市の被保険者の場合は、亀岡市が指定する様式により亀岡市に報告を行うこと。
 - (2) 利用者が亀岡市以外の被保険者である場合は、当該保険者に対し当該保険者が定めるところにより報告を行うこと。
- 4 報告すべき事故の範囲
 - (1) 利用者の死亡に至った事故
 - (2) 利用者の怪我等で入院又は医療機関での治療を要するもの
 - (3) 利用者の保有する財物の損壊、滅失
 - (4) 従業員の法令違反により利用者の処遇に影響を及ぼすもの
 - (5) 施設内での感染症又は食中毒の集団発生
 - ①死亡者又は重篤な患者が1週間以内に2名以上発生した場合
 - ②同一の感染症又は食中毒による患者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - (6) その他、事業者が報告を必要と判断したもの
- 5 報告方法等
 - (1) 報告は、別紙1「事故報告書」または、別紙2「事故報告書(感染症・食中毒用)」を使用すること。
 - (2) 第1報は、介護事故の発生後5日以内に、亀岡市が指定する事故報告書により、少なくとも1～6項目までを記載し報告を行うこと。なお、緊急性の高いものについては、本市に対し速やかに電話により報告するとともに、その後に事故報告書を提出すること。
 - (3) 事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で最終報告を行うこと。

(4) 感染症又は食中毒が発生したときは、原則として発生時及び終息時（保健所から終息したと認められたとき）の2回、報告を行い、必要に応じて途中経過を報告すること。また、関連法に届出義務が定められている場合は、これに従うこと。

6 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければならない。

7 この基準に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は亀岡市介護保険担当課長が別に定め、各サービス事業者へ通知する。

附 則

この基準は、平成14年12月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成25年8月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和4年11月1日から実施する。